

生活の心得

1 通学について

目指せ！遅刻ゼロ！

- ① 始業時刻は、**8時20分**、朝学習が開始です。
始業チャイムが鳴り始めた時に、教室内にいなければ遅刻として扱います。
 ※ 予鈴チャイム(始業2分前)が鳴るまでに生徒玄関に入らなければ間に合いません。
 ※ 授業開始前の1分前に予鈴チャイムが鳴ります。授業の遅刻をしないようにしましょう。

5分前行動！

- ② 遅刻をした時は、『遅刻・早退届』を生徒指導室に提出してください。
 ※ 緊急で通院後に登校するときは、保護者を通じてホーム担任に電話連絡をしてください。

- ③ 登校後は許可なく校外へ出てはいけません。

- ④ 早退をする時は、『遅刻・早退届』を生徒指導室に提出してください。

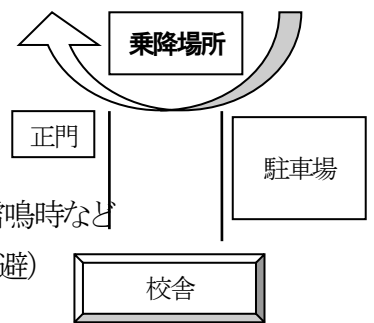
- ⑤ 家族の送迎車^{そうげい}で登下校する場合は、正門前で乗り降りしてください。

※ 校舎前まで車の乗り入れをしないでください。例外: 日没後、暴風雨、雷鳴時など

- ⑥ 家族以外の乗用車で通学しないようにしましょう。(事故発生時のトラブル回避)

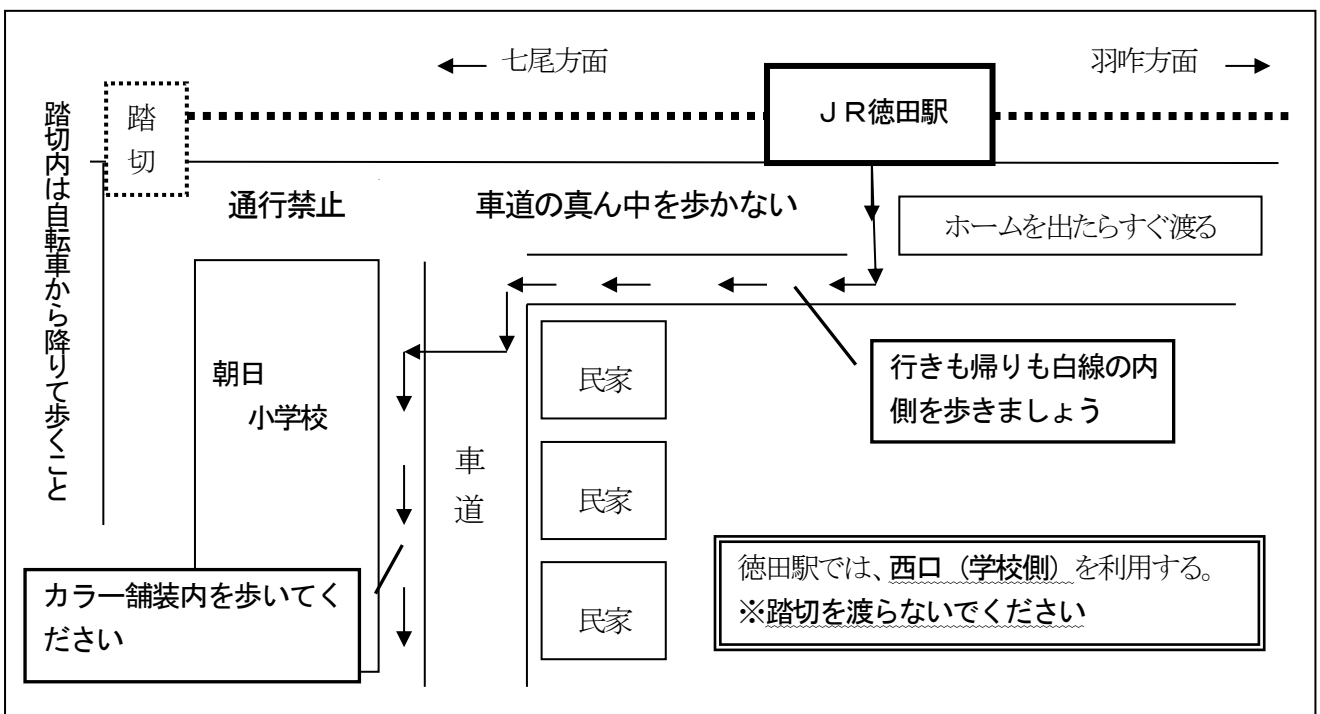
- ⑦ 欠席する場合は、7時40分～8時10分の間に学校へ連絡してください。

※ 原則として保護者に連絡してもらってください。



目指せ！皆勤賞！

電車通学生徒下校時の歩行路(徳田駅 ~ 学校)



2 挨拶について 「ていねいな挨拶を心がけましょう！」

あ …… あかるく(大きな声で！)

い …… いつも

さ …… さきに (相手よりも先に！ 目上の人よりも先に！)

つ …… つづける

※ 声だけでなく、会釈(おじぎ)をしよう。目上の人には立ち止まり、座っていたら立ちあがる

3 自転車通学について

① 自転車通学をする人は、「自転車通学届」を提出し登録をしてください。(登録ステッカー代100円)

② 自転車を運転するときは、交通ルールを守り安全運転を心がけてください。

※ 禁止事項 傘さし運転、無灯火運転、二人乗り、スマホしながら運転、イヤホン付けての運転、並列運転、蛇行運転、信号無視、など

③ バイク(原付・自動二輪)の免許取得および乗車(同乗)は禁止します。

4 持ち物について

① 「身分証明書」には個人情報があります。絶対に紛失しないでください。(3年間使用)

② 必要以上の現金を持たないようにしましょう。貴重品は身につけるか先生に預けてください。

③ 学校生活に必要なでないもの(菓子・ゲーム機・化粧品・雑誌等)を持ち込まないこと。

※ 持ってきた場合は学校で預かります。刃物所持は「銃刀法違反」です。絶対に持ち込まないこと。

④ 私物に名前を書いてください。(体育シューズ、スリッパ、教科書等)

5 服装について

① 土日・祝日を含めて、登校するときは制服を着用してください。

※ 男子:学生服、女子:ブレザーの下に本校指定のカッターシャツを着用する。

② 着くずしをせず、きちんと着用してください。腰パン、スカートの折り曲げ・改造などはしないこと。

③ 制服を改造した場合は再購入してもらうことがあります。改造した制服は学校で預かります。

④ ベストとセーターは本校指定のものを着用してください。

⑤ 履物 …… (1) 通学用の履き物として白または黒の運動靴(ライン、ワンポイントの色ありOK)、黒またはこげ茶の革靴、または、これに類するものとする。

(ただし、高価なもの、ラメ・飾り・リボン等のついたもの、ハイカットは不可)

(2) 冬季は、ブーツ(黒・こげ茶)を許可します。(時期・詳細は別途指示)

(3) 式典、企業訪問や就職試験の際には、必ず、ローファー(黒・こげ茶)を履くこと。

⑥ 靴下 …… 色は白・黒・紺系の無地のものとします。

⑦ かばん …… スクールバッグ、スポーツバッグ、リュック類を使用してください。

色は黒・紺・茶・グレー系の無地とし、柄もの・紙袋・ハンドバッグは使用しない。

※ 中学校の校章入りバッグは、使用しないでください。

6 一年間の制服着用規定について

期 間	名 称	内 容	備 考
4月～	冬服	ブレザー着用	登下校時、集会等は必ずブレザー着用
5月下旬～	合服Ⅰ	カッターシャツ（長袖・半袖）可 長袖セーター・ベスト着用可	
6月～	合服Ⅱ	カッターシャツ（長袖・半袖）可 ベスト着用可 ※長袖セーター着用不可	
6月下旬～	夏服	カッターシャツ（半袖）のみ着用可	特別な理由で半袖を着用できない生徒は生徒指導課の許可を取ること
9月中旬～	合服Ⅱ	カッターシャツ（長袖・半袖）可 ベスト着用可 ※長袖セーター着用不可	
9月下旬～	合服Ⅰ	カッターシャツ（長袖・半袖）可 長袖セーター・ベスト着用可	
10月～	移行期間	ブレザー着用してもよい	
10月末～	冬服	ブレザー着用	登下校時、集会等は必ずブレザー着用

※詳しい期日は、天候・気温等を考慮し、後日決定し、生徒に連絡します。

※男子：学生服、女子：ブレザーの下に本校指定のカッターシャツを着用すること。

※制服を改造した場合は再購入してもらうことがあります。改造した制服は学校で預かります。

7 頭髪等について

頭髪等のポイントは『清潔感』です

●禁止事項

- ・髪の中の加工
脱色・染色・パーマ・ウェーブ・カール・エクステ等
※アイロン等の過度の使用により変色した状態も染色とみなす場合があります。
傷みやすい髪質の人は特に注意してください。
- ・整髪剤（ワックス・スプレー等）、髪飾り類
- ・眉剃り（まゆそり）
- ・特異で不自然な髪型は禁止します。
- ・髪が長い場合はゴムで結ぶ ※ゴムの色は黒、紺、茶など
- ・極端な長髪（背中の真ん中以上）は禁止します。

男女とも、両方の眉毛が見えることが望ましい。

その他に、男女とも

- ・指輪、ネックレス、ピアス、ブレスレット等のアクセサリーをつけないこと。
- ・化粧、マニキュア、カラーリップ、カラーコンタクト、アイプチ（メザイク）、つけまつげ、まつげエクステ等は禁止します。

※ 再三の注意をしても、校則からはずれた頭髪や服装等を繰り返す場合、保護者を召喚することがあります。

8 携帯電話・スマートフォンについて

最近の携帯電話・スマートフォンは、高機能で便利な一方、危険な使い方や不適切な使い方により、様々な問題やトラブルが発生しています。携帯電話を使用しながらの自動車運転による悲惨な事故の発生をはじめ、電車内でのペースメーカー（心臓病の医療機器）への悪影響、病院では入院患者に取り付けられている生命維持装置への悪影響などが問題になっています。

マナーや節度を一人ひとりがわきまえ、責任ある使用を心掛けましょう。

《 本校では以下のような事例がありました 》

- ・携帯電話を学校に預けず、授業中や休み時間に使用した。
- ・検査中に着信音が鳴った。
- ・廊下や階段で歩きながら電話を使用し、外来者(企業の求人担当者等)に不快感を与えた。
- ・検査中に操作し、不正行為(電卓・メモ使用等)の疑いをかけられた。
(検査中は携帯電話を所持しているだけでも不正行為とみなされます。)
- ・登下校時、操作をしながら自転車運転をして、接触事故を起こし、壁に激突した。
- ・ネットに無断で他人の個人情報を流した。(違法行為)
- ・ネットに不適切画像の掲載をし、ネットチェッカーズ石川から報告を受けた。
- ・SNS(Twitter、Instagram)に他人を誹謗中傷する内容の動画を載せた。

《 本校のルールは 》

1. 校内への持ち込みは認めるが、使用は認めない。
2. ホーム担任が朝礼(SH)で所持者全員から預かり、終礼で返却する。(BOXに入れる)
3. 使用していない電話(いわゆるダミー電話)を預けない。
4. やむを得ない理由(保護者への連絡が必要なとき)があるときに限り、放課後での使用を認める。
ただし使用の際は、外来者の目に入る場所(廊下・階段・ピロティ)や不適切な場所(図書室、体育館等)、危険な場所(通学路)などを避ける。学校外でもTPO(時・場所・場合)をわきまえて使用すること。
5. 登校してから朝学習までの時間帯に使用しない。
6. 放課後、教室や学生ホールで使用しない。
7. 校舎内で充電をしてはいけません。(充電は電気の窃盗となります＝違法行為)

◆上記のルールに違反した場合は、保護者に連絡し、携帯電話を生徒指導課で3日間預かります。

ただし2回目以降の場合や、ダミー電話を預ける、電話を預けない等の悪質な事案が発覚した場合は、預かり期間を延長することがあります。

※LINE、Facebook、ツイッター、インスタグラム、掲示板など、ネットを通じて許可なく個人情報を流すことは、法律(個人情報保護条例)で禁じられています。また、気軽な気持ちで個人を特定できる写真や不適切画像を掲載することは絶対にしてはいけません。ネットチェッカーズ(石川県教育委員会のネットパトロール)から、学校に連絡が入った場合は、特別指導の対象となります。

9 家庭生活について

- ① 外出は、家族の許可を得て、行き先、帰宅時間などを告げ、明るいうちに帰宅すること。
- ② 友人宅での外泊をしないようにしてください。(無断外泊は厳禁です)

※高校生は、夜の11時から朝の4時までは深夜徘徊となり、警察の補導対象となります。

10 立入禁止場所及び禁止行為について

以下の①②に該当した場合は「特別指導」の対象になります。

① 立入禁止場所

パチンコ店、酒類を提供する店(居酒屋など)、風俗店。カラオケ店とネットカフェは、保護者同伴での入店の場合は許可しますが、遅くとも午後9時までには帰宅するようにしてください。

② 禁止行為等

法令違反(喫煙、飲酒、万引き、暴力、いじめ、恐喝(カツアゲ)、器物損壊、無賃乗車等)授業中の妨害、居眠り、怠学(サボリ)、カンニングなど学業をおろそかにする行為や迷惑行為深夜徘徊、家出、不適切異性交遊などの問題行動、生徒間の金銭貸借や物品売買学校側の注意・指導に服しない行動や態度(反抗・暴言等による業務妨害を含む)

11 アルバイトについて ※アルバイトは「許可制」です。無断アルバイトは特別指導の対象になります。

- ① 長期休業中アルバイト …… 夏・冬・春休みに就労するもの
ホーム担任および部顧問が認めた場合に許可します。

- ② 通年アルバイト …………… 学期期間中(土・日・祝日)に就労するもの

学業・部活動最優先の考えから通年アルバイトは禁止していますが、特別な事情が認められる場合に限り審議のうえ許可しています。

「特別な事情」とは

- (1) ひとり親家庭等で経済的に困難な状況にある
- (2) 生活保護または保護者が失業給付を受けている
- (3) その他、特別な事情があると認められる場合

[申請条件]

- ・1年生は、1学期の中間考査終了後(5月中旬)まで申請することができません。
- ・学業、出席状況、身なり、素行に不良な点や問題がある生徒には許可しないことがあります。

[就業条件]

- ・酒場(居酒屋等)、危険を伴う仕事場や作業、飲酒を伴う接客等は禁止
- ・就業場所は、居住地域近辺(おおよそ5km以内)
- ・就業時間は午前7時から午後6時まで(1日8時間以内)
- ・考査期間(考査日程発表日～考査終了日)は就労禁止

[就業可能日数] 長期休業中の場合 = 長期休業日数の2/3以内